



石綿対策呼吸用保護具について

厚生労働省令第21号 石綿障害予防規則

平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、建物に使用されている石綿を含有する建材の除去作業等を行う際のマニュアルが整備され、具体的に呼吸用保護具の選定について示されています。

これまでの主な政省令改正（労働安全衛生法令関係）

- 昭和46年 特定化学物質等障害予防規則が制定され、第2類物質として製造、取扱い作業における規制
- 昭和50年 特化則の改正（石綿等の吹付け作業禁止・作業等者の6ヶ月以内ごとの特殊健康診断の実施など）
- 平成7年 労働安全衛生法施行令改正（アイト・クロトライト使用の禁止 石綿除去作業計画の届出の義務付けなど）
 特化則の改正（保護具、作業衣等の使用・石綿等除去作業における作業場所の隔離等規制強化など）
- 平成8年 石綿取扱い業務に従事していた離職者に対する健康管理手帳の交付及び健康診断の実施
- 平成16年 労働安全衛生法施行令改正により、建材、摩擦材等の石綿含有製品の製造等、使用の禁止
- 平成17年 特定化学物質等障害予防規則より分離し、単独の規則である「石綿障害予防規則」を制定

石綿除去作業の区分と対応する呼吸用保護具

石綿除去作業に使用される呼吸用保護具については、マニュアル（「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」建設業労働災害防止協会）の中で作業ごとに作業レベルが詳細に分かれており、レベルによって、JIS規格で性能が定められている送気マスクなど給気式呼吸用保護具と電動ファン付呼吸保護具及び国家検定規格による防じんマスクを使用することとなっています。

作業レベル	石綿繊維濃度	気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)	呼吸用保護具の種類 興研(株)適用商品
レベル1 吹き付け石綿の除去作業 レベル2 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業 レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）の除去作業	↑ 高い	150 本/cm ³ 超	全面形のプレッシャデマンド形複合式エアラインマスク JIS T 8153
		15 本/cm ³ 超～150 本/cm ³ 以下 (管理濃度の1000倍)	全面形のプレッシャデマンド形エアラインマスク JIS T 8153
		7.5 本/cm ³ 超～15 本/cm ³ 以下 (管理濃度の100倍)	電動ファン付き呼吸用保護具 JIS T 8157 送気マスク JIS T 8153
		1.5 本/cm ³ 超～7.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の50倍)	全面形防じんマスク 国家検定 RL3 粒子捕集効率 99.9%以上
レベル2 保温材、耐火被覆材、断熱材の除去作業 レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）の除去作業	↓ 低い	1.5 本/cm ³ 超～7.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の50倍)	全面形防じんマスク 国家検定 RL3 粒子捕集効率 99.9%以上
		1.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の10倍)	半面形防じんマスク 国家検定 RL3 粒子捕集効率 99.9%以上
レベル3 その他の石綿含有建材（成形板等）の除去作業	↓ 低い	1.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の10倍)	半面形防じんマスク 国家検定 RL3 粒子捕集効率 99.9%以上
		0.15 本/cm ³ 以下 発じんの小さい場合のみ 解体、改修工事以外の作業にのみ対応	半面形防じんマスク 国家検定 RL2 粒子捕集効率 95%以上



石綿障害予防規則の保護具に係る事項のポイント

Point 1 石綿作業主任者の選任と職務(第19条・第20条)

- 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。
- 労働者が石綿等の粉じんによる汚染や、吸入しないように作業方法の決定や指揮をし、保護具の使用状況の監視をすること。尚、作
- 業方法の例としては湿潤化・隔離の要領・立入禁止区域の決定などがある。

Point 2 特別教育の実施(第27条)

- 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する衛生のための特別教育を行わなければならない。
① 綿等の有害性 ② 石綿等の使用状況 ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 ④ 保護具の使用状況 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

Point 3 掲示(第34条)

- 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。
① 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場 ② 石綿等の人体に及ぼす作用 ③ 石綿等の取扱い上の注意事項 ④ 使用すべき保護具 特に保護具については取扱いの実態に応じ、保護具の名称を具体的に掲示する。

Point 4 保護具の数等(第45条)

- 呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。尚、有効とは、各部の破損、脱落、弛み、変形等、保護具の性能に支障をきたしている状態でないこと。

Point 5 呼吸用保護具(第44条)

- 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。
- 呼吸用保護具については、送気マスク等給気式呼吸用保護具、防じんマスク並びに面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具(JIS T 8157 適合)で、防じんマスクについては、国家検定合格品であること。
* 電動ファン付き呼吸用保護具のフェイスシールドタイプは顔面との密着性の問題から使用は認められない。

Point 6 保護具等の管理(第46条)

- 保護具等が使用された場合には、他の衣類等から隔離して保管しなければならない。
- 保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。但し、廃棄のため、容器等に梱包した時は、この限りではない。尚、付着した物の除去方法は、衣類ブラシや真空掃除機の使用や作業場内で洗濯する方法等汚染の程度に応じ適切な方法を用いる。また、汚染のひどいものは廃棄物として処分する。

興研株式会社ホームページより

弊社は、石綿対策用呼吸用保護具及び空気呼吸器商品などを製造している興研株式会社の代理店です。
安全衛生商品などについてもお気軽にご相談ください。



『雪化粧』(滋賀県高島市マキノ町 H18.1.7 撮影)